



ひさやま

No.83

2021.10.1

議会だより
発行 福岡県久山町議会



令和3年 9月定例会

| | |
|--------------------------------|-----|
| 久山町議会で決まったこと | 2 |
| 令和2年度決算審査報告 | 3 |
| 令和2年度決算 こんなことをしました | 5 |
| 佐伯勝宣議員に対する懲罰 | 6~7 |
| とびかう論戦! (3人が一般質問) | 8 |
| 議会活動NEWS ~4年間を振り返って~ | 9 |

新型コロナワクチン集団接種会場の様子(ヘルス C&C センター)

(関連記事 裏表紙「かけ橋」)

久山町議会で決まったこと

令和3年9月定例会 議決結果一覧表 [○：賛成 ●：反対]

| 議案番号 | 議案名 | 採決結果 | 山野久生 | 清永義弘 | 有田行彦 | 佐伯勝宣 | 松本世頭 | 本田光哲 | 阿部哲 | 只松秀喜 | 久芳正司 | 阿部文俊 |
|------|-----------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|
| 43 | 久山町表彰条例に基づく功労者の表彰 | 承認 | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 44 | 久山町職員定数条例の一部を改正する条例 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 45 | 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 46 | 令和2年度久山町一般会計歳入歳出決算認定 | 認定 | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 47 | 令和2年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 | 認定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 48 | 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 | 認定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 49 | 令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定 | 認定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 50 | 令和2年度久山町水道事業会計決算認定 | 認定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 51 | 令和2年度久山町公共下水道事業会計決算認定 | 認定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 52 | 令和3年度久山町一般会計補正予算(第3号) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 53 | 令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 54 | 令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 55 | 令和3年度久山町水道事業会計補正予算(第1号) | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 報告 | 佐伯勝宣議員に対する懲罰の件(委員会報告書、1日間の出席停止) | 可決 | ○ | ○ | ○ | 除斥 | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 発委3 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

今回の議案

町長提案……………13件
委員会提案……………1件

● 9月定例会

会期11日間
8月17日～8月27日

○猪野ダム周回道路法面工事

1960万円

猪野ダム周回道路の法面が、崩落の危険性があるため法面の補修工事を行うもの。

延長…17.8m
面積…223㎡



猪野ダム周回道路の法面崩壊箇所

○久原小学校フェンス改良工事 798万円

久原小学校外周のフェンスの一部が腐食等により劣化しているため取り替えるを行うもの。

延長…205m
高さ…1～3m



腐食が目立つ久原小学校フェンス

9月定例会 一般会計補正予算

意見書提出
発委第3号

賛成多数で可決

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(抜粋)

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、わが国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策および地方税制改正に向け、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年8月27日

提出者

久山町議会運営委員会

委員長 阿部 哲

令和2年度決算審査報告

監査委員



ただまつ ひでき
只松 秀喜

くにさき ひでき
國崎 英機

審査の結果

審査は令和3年6月21日から7月27日にかけて実施し、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行および関連する事務の処理は、適正に行われているものと認められた。

しかしながら、下記項目については、十分検討のうえ適切な措置または改善を図りたい。

監査委員の意見

町有財産の管理および計画的な処分について

普通財産として所有している土地について、売却が可能な資産と不可能な資産があるが、管理には相当の費用を要することから、売却が可能な上久原地区画整理事業で換地された土地、久山町土地開発公社から代物弁済を受けた土地、旧山田・久原幼稚園跡地については、早急に処分計画を立て、処分を行うべきである。それぞれ課題があるようだが、塩漬け地とならないように早急な検討を進めていただきたい。

利用されない土地がそのまま放置されることは資金の有効活用の観点からも好ましい状態とは言えず、速やかな処分を求めるものである。

税等の収入未済額について

町税、国民健康保険税においての徴収率は、固定資産税の支払い猶予分を除けば、職員の努力により郡内でもトップクラスであり、自主財源の確保および税の公平性の担保に大きく貢献している。コロナ禍の影響で固定資産税の支払い猶予が行われている分については、延滞となることがないよう注視していただきたい。

なお、未納者にはそれぞれ未納となる理由があると思われるので、その原因分析を行い、個々適切な対応をすることが必要と考える。

基金積立について

財政調整基金は取り崩さずに済み、残高は約8億3600万円となった。今後も計画的に財政調整基金積立を行うことに取り組んでいただきたい。教育施設を含めた公共施設は老朽化が進んでおり、大規模改修が想定される。また、現在進行中の総合運動公園、首羅山遺跡等の維持管理費も増加することが予想される。

住民の皆さまが安心して利用できるためにも、修繕積立金に相当する新たな基金の積み立てが必要と考える。

企業関係の公共下水道への加入の促進について

下水道事業は、企業会計の導入から2年を経過し、独立採算を基本としている。工場団地内の企業のほとんどは未加入の状況である。加入へ向けての問題点を早急に整理し、加入促進に向けて取り組んでいただきたい。

工事請負金額の増額変更について

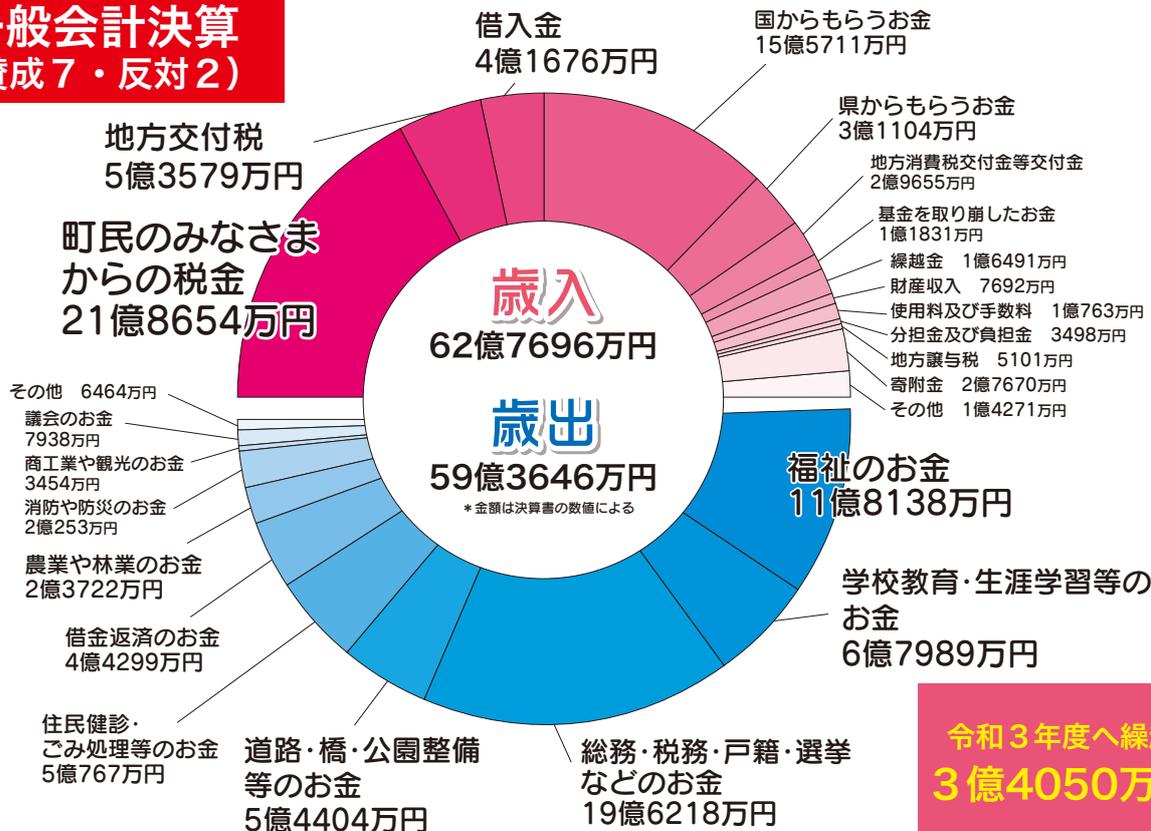
工事入札後における工事請負金額の増額変更件数は、直近3年間を見ても減少していない。増額の常態化は、入札の意義を問われ、請負業者にも良い影響を与えないことを認識すべきである。仕様書に不備がないように、設計コンサルタント会社との綿密な打ち合わせ、他部署との調整等を実施し、現場状況を踏まえた仕様書を作成した上で、工事発注を行い、増額変更の件数を減らすよう努めていただきたい。また増額変更があった場合は、コンサルタント会社を含めてその原因の究明をお願いしたい。

防災の取り組みについて

最近の異常気象、大型化する台風等、いっごで災害が起きてもおおしくない状況である。その状況下、防災無線の設置は完了したが、当設備を使った防災マニュアルの作成、それに準拠した各行政区ごとの防災訓練はまだまだ行われていない。町・行政区・隣組が一体となった訓練が必要と考える。マニュアルを作り、実地での訓練を実施し、不備な部分の手直し等が繰り返されることにより、住民に周知され、実際の災害で本場に役立つものとなる。防災訓練の早急な実施が望まれる。

令和2年度決算を認定

一般会計決算 (賛成7・反対2)



令和2年度久山町各会計決算

| 会計名 | 歳入 | 歳出 |
|---------------|-----------|-----------|
| 一般会計 | 62億7696万円 | 59億3646万円 |
| 国民健康保険特別会計 | 8億8216万円 | 8億6357万円 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 1億5773万円 | 1億5256万円 |
| 草場地区再開発事業特別会計 | 2億6579万円 | 2億3205万円 |

基金・借入金

令和2年度末一般会計積立基金残高

| | |
|--------|-----------|
| 財政調整基金 | 8億3594万円 |
| 減債基金 | 2億1996万円 |
| その他基金 | 1億7787万円 |
| 合計 | 12億3377万円 |

公営企業会計決算

| | | 収入 | 支出 |
|------|-----|----------|----------|
| 水道事業 | 収益的 | 2億7398万円 | 2億909万円 |
| | 資本的 | 5451万円 | 1億5616万円 |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億165万円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額464万円、当年度損益勘定留保資金9157万円および建設改良積立金544万円で補填した。

令和2年度末借入金残高

| | |
|-----------|-----------|
| 一般会計 | 46億5677万円 |
| 水道事業会計 | 9億711万円 |
| 公共下水道事業会計 | 26億7698万円 |

| | | 収入 | 支出 |
|-------|-----|----------|----------|
| 下水道事業 | 収益的 | 4億5242万円 | 4億1362万円 |
| | 資本的 | 1億6313万円 | 3億6421万円 |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億108万円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額1316万円、過年度損益勘定留保資金3027万円および当年度分損益勘定留保資金1億5765万円で補填した。

財政健全化判断比率 財政健全化法における実質公債費比率および将来負担比率

| | 早期健全化基準 | 令和元年度 | 令和2年度 | 増減 |
|---------|---------|-------|-------|-------|
| 実質公債費比率 | 25.0% | 12.9% | 12.3% | -0.6% |
| 将来負担比率 | 350.0% | 57.3% | 52.6% | -4.7% |

※実質公債費比率とは、一般会計の公債費および公債費に準ずる額の大きさを町の財政規模に対する割合で表したものである。

※将来負担比率とは、町が将来負担しなければならない負債の大きさを町の財政規模に対する割合で表したものである。

※早期健全化基準とは、この基準を超えた団体が、自主的かつ計画的な改善努力による財政健全化計画を策定しなければならない基準。

令和2年度 ～こんなことをしました～

赤 坂工業団地1号線舗装打替工事



3928
万円

草 場池堤体改修工事



4781
万円

久 山中学校特別教室棟改修工事



5128
万円

久 山町総合運動公園スポーツゾーン整備
第7期・第8期工事



1億2162
万円

草 場地区再開発第3期造成工事



2億132
万円

首 羅山遺跡サイン設置等工事



801
万円

佐伯勝宣議員に対する懲罰

懲罰特別委員会 委員長 只松 秀喜

佐伯勝宣議員が、令和3年第3回6月定例会の自身の一般質問の際に、不適切発言があり、言葉の削除と謝罪の動議が提出され、議決を経て削除はされたものの、謝罪に応じなかったため懲罰動議によって、懲罰特別委員会が設置された。

懲罰特別委員会での審査結果が最終本会議においても議決され、懲罰処分として下された公開の議場における陳謝を議長に命じられたにもかかわらず、陳謝文の朗読を拒否したことは、議会の議決を軽んじた行為で、議会の秩序を乱し、議会の品位を著しく貶める行為であるとして懲罰動議が提出された。

新たに設置された懲罰特別委員会では、会期中の審査が困難な状況であり、また慎重に審査を行うため継続審査の議決をとり、閉会中に審査を実施した。

まず委員会では、佐伯勝宣議員からの弁明を聞いた上で審査を行うことが重要であるとの判断から、佐伯勝宣議員に出席を求め、弁明を聞くこととした。

佐伯勝宣議員はその弁明の冒頭で3点の疑問点について質問された。

1点目が、懲罰に至るまでの経緯が分かる音声データがあるかについて。

2点目が、懲罰の手順に問題がなかったかどうかについて。

3点目が、公開の議場における陳謝

の処分を科することを決定した判断の中で、今回の発言以外の事実が含まれての判断になっていないかについてであったが、いずれも自身が法的措置に出た場合に必要なことであるからこの理由で質問をするというものであった。

その後、4点の項目を挙げて弁明を行った。

1点目は、自身が疑問があるとして長年にわたり質問してきた補助金目的の外用についての持論を展開し、不適切発言の検証の前に目的外使用について調査すべきと主張。さらには、議会の議決で不適切として削除された言葉について、いまだにどこが無礼で、品位を損ねるのか懲罰特別委員会からの説明がないとも主張。

2点目は、懲罰特別委員会が慎重な審査を尽くすため継続審査にしたことについて、法的に認められている手続きであるにもかかわらず議会の会期主義に反するなどと主張し、さらには継続審査とした理由が具体的にないとも主張した。

3点目は、公開の議場における陳謝とは、久山町議会会議規則第112条の規定に基づき委員会によって起草された陳謝文を朗読することであり、さらにこの陳謝文は議会で議決された文章であるにもかかわらず、陳謝文の内容が自分の意

思にそぐわないとし、また謝罪は強要されるものではないなどと主張した。

4点目は、今回の懲罰に対しての一連の手続きが、法令上正しいかどうか議会事務局に尋ねたいと話し、弁明すべき状況において反対に本人から質問をするなどした。

懲罰特別委員会において、この弁明を受けた上で、引き続き委員会審査を行った結果、今回の一連の行動は、久山町議会会議規則第102条「議員は議会の品位を重んじなければならぬ。」の規定に反するもので、会議における秩序の維持を大きく損なうものであったと言わざるを得ない。

さらに、佐伯勝宣議員は、平成31年3月に「公開の議場における戒告」、令和3年6月に「公開の議場における陳謝」の懲罰を受けているが、反省の色もなく、議会の議決を理解していない。

以上のことから、佐伯勝宣議員に対し議会の秩序と品位保持の観点から懲罰を科すべきとの意見が懲罰特別委員会において大半を占めたため、懲罰特別委員会としては、懲罰を科すべきものと認め、懲罰処分の種類を一定期間の出席停止とし、期間は久山町議会会議規則第113条の規定に基づき1日間とするとの結論に達した。

この委員会審査報告書による採決の結果、報告のとおり可決され、議長からの1日間の出席停止の宣告を受け、退場を命じられ、その日1日の本会議および委員会への出席が停止された。

佐伯勝宣議員の弁明

今回、前もって事務局の方から弁明しますかというふうに、問い合わせいたしますが、確認がございました。しかしそのときは、どういう議論があつてるか。そして、どういった処分が出るか全く教えられないという状況でしたので、それにとんちんかんな内容になっていないか、それがちょっと心配になっております。そこで今、私は退席を求められまして外に出ておりましたが、話、若干聞かしていた。そして、これは、そぐわないなという部分は省こうかなというふうに思つたんですが、そういうふうな状況でございますので、やはりこれは、前もってどういった進行になってるか、それをやはり、この懲罰を受ける側、処分を聞く側、もう少し教えていただけたらありがたいなという部分があります。ですから、ちょっとそれに基づいてまた読みながら修正するかもしれませんが、そういうことで、いざこれは会議録載せる段階になったらとんちんかんな内容になるかもしれない。そういった点もまたご考慮いただきたい。今後につなげていただきたいと思えます。

では弁明に入りますが、その前にまだ1点ございします。今回の決定に対し、不当であると申し上げます。議会懲罰委員会の今回の処分は、いわゆる裁量権の逸脱、権限を超えた決定ではないでしょうか。そしてまず気になったことから申し上げます。懲罰の処分を出すに至ったその事実確認の説明、その議場での処分への意思過程の説明が明確ではないのでは。町民に分かりづらいものになっていないで

でしょうか。私が6月4日の一般質問で、不適切な言葉を使ったので、議会側からは動議が出され、懲罰委員会が設置され、今回懲罰に至った。具体的に不適切な言葉って何でしょうか。まず、今この場所はオープンな本会議場でございます。発言は会議録にも残ります。しかし、でき上がっておりません。会議録には、特に、一旦処分が出された6月10日、最終日のものですが、実際の描写が伝わってまいりません。会議録に残るからこそ、明確にしておかなければならないはずでは。ほかの自治体では果たして、このような形で進めているのでしょうか。その発言がなぜ不適切なんでしょうか。当人に謝罪を求める根拠は何か。それを検証し、明らかにするのが議会の役割であるはずで、6月10日、先の議会の最終日、懲罰委員会の提案理由、審査報告の内容から、知る権利がある町民は事情を理解できるでしょうか。

では、弁明に入ります。今回の懲罰。わざわざ決定を延長して継続審査としたこと。これは後で禍根を残すのではないかと思われます。

まず発端となったのは、6月4日、私佐伯の一般質問。補助金目的外使用についての中で、久山の目的外使用が、相手側、国交省から残念ながら詐欺行為と捉えられているはず。そういうような発言をした。その中の詐欺行為という言葉が焦点となった。不適切であるという指摘であります。しかし、6月10日、議会最終日では、この懲罰委員会の審査報告からは、果たして大所高所から検証して、導き出された結果なのか。議会の特性を十分に生かした調査をした、そういう形

跡が、会議録からは伝わってまいりません。まずは、発言の発端。平成26年、久山町が国交省の補助金を目的外に使って、会計検査院から指摘を受けた。それで、1984万円という極めて高額な補助金を返還しなければいけなくなった。これは紛れもない補助金適正化法違反です。本場に不適切な言葉だったのか。これを議会が検証することが必要でしょう。今回、問題とされた私の発言。私はその発言の際、ちよつと、この専門書を手にとって町長に論じておりました。「Q&A補助金等適正化法」門馬圭一編です。この本の202ページ、適正化法第29条関係の項目の下端をちよつと読んでみます。補助金等は国全体の利益に合致するという見地から交付されるものであるが、その目的に反して交付され、または使用されるということは、たとえ行為者自身の私腹を肥やすためではなく、その属する公私の団体のためになされる場合であっても、国家の財産を侵害する反社会的行為であり、通常の詐欺、その他の犯罪に相当する反社会性を有するものと認められ、極めて非難に値する行為であると考へられる。これは、法令に違反した場合の罰則規定に關係して述べていますが、残念ながら久山町の補助金目的外使用1984万円分を目的外に使って、それを国に返しなさいと言われ、実際にお金を返した事実。これはそういう類い。通常の詐欺その他

の犯罪に相当し、極めて非難される行為だと分かるはずですが、私は、この本をかざして、それを言いたかったわけでありませう。刑事罰は受けていないけれども、その可能性を払拭できない、排除できない、それが久山町の目的外使用の1984万円、国に返した事実はそれを意味するというところでございます。それが、この6年半以上、全くその実態が検証されていない。重複しますが本来、こういっただのが検証されなければならぬはずで、私への懲罰はその動きとは真逆の動きになっていませうか。議会が私の発言をそういう適正化法の見地に立たず、今回結論処分を出したことは非常に残念なこと、遺憾であります。

まず、先の陳謝の処分。私が懲罰委員会の用意した陳謝文を読み上げることが拒否しました。それが問題であるということが、6月10日、二重懲罰の形で私に動議が出され、継続審査とされて、今日の処分を迎えたわけでございますが、まず、補助金目的外使用の実態。これを解明することが、議会人である私佐伯勝宣、議員である私佐伯勝宣の役割であると考えます。ひよつとしたら、私の発言は言い過ぎではなかったかもしれない。解明もせず、検証もされていないこの問題。私が謝罪する、陳謝するものではない。本末転倒であると捉えています。久山町の補助金目的外使用、この1日も早い実態解明が、議会の手で成されることを求めたいと存じます。

また、来る9月7日告示、9月12日投票の久山町議会議員選挙におきまして、議席が改選された際には、議会が少数意見でも大切にされる、民主的で町民に見える、ガラス張りの議会運営の実現を目指しているような、そういうことを願っています。今回、私、佐伯勝宣の弁明をいたしたい。そして改めて、今回の処分は不当であるということをお願い申し上げます。

以上です。

佐伯勝宣議員に対する懲罰の件に対する反対討論

本田 光 議員

懲罰特別委員会只松秀喜委員長が報告で述べた、①懲罰を科すべきものと認める。②一定期間の出席停止（本日1日間の出席停止）③理由等々が述べられたが、久山町議選・改選が目前となっており、（議長より厳重注意）とすべきである。

※懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項によつて次の4種類に法定されています。

- ①公開の議場における戒告
- ②公開の議場における陳謝
- ③一定期間の出席停止
- ④ 除名

①から④までで、数字が大きくなるほど重い処分となります。
注1 久山町では久山町議会会議規則により、2日を超えられない規定になっています。

今回発言内容を正確にお伝えするため、不適切として削除、取り消された表現をあえて使用しています。

とびかう論戦!

一般質問 8月18日 質問議員3名

町民のみなさまの生活にかかわる大切な内容について、議員が町に対して質問を行います。

9月議会定例会の一般質問は、町議会議員選挙のため議員名と通告文のみ掲載いたします。一般質問の詳しい内容（会議録）は久山町民図書館、町のホームページでご覧いただけます。なお、会議録の製本、ホームページ掲載には1カ月半程度かかります。



くば まさし 議員
久芳 正司 議員

- 1 県道35号筑紫野古賀線の久山町役場入口交差点に隣接している町有地の管理について
- 2 J-クレジットについて



さ え き かつの ぶ 議員
佐伯 勝宣 議員

- 1 補助金目的外使用と「久山道の駅事業」（観光交流センター事業）について
- 2 交通安全対策について



ほん だ ひかる 議員
本田 光 議員

- 1 ワクチン接種と新型コロナウイルス感染防止対策・公衆衛生（生活習慣病対策含む等）の充実を
- 2 ごみ問題と久山町指定ごみ袋料金の引き下げについて
- 3 子どもの医療費中学校卒業まで完全無料化に

— 4年間を振り返って —

産業建設常任委員会

町政の総合企画振興・開発および建設を担当

都市整備課、産業振興課、経営デザイン課、上下水道課、農業委員会

委員長 阿部哲 副委員長 清永義弘
委員 本田光、有田行彦、山野久生

今期において、産業建設常任委員会では、次の六つのテーマについて所管事務調査を行いました。

①公共交通のあり方について②林業活性化（久山の木の活用・有害鳥獣対策等）について③総合運動公園事業について④農業政策について⑤オリーブ事業について⑥長浦地区の土地利用計画についてです。

①公共交通のあり方については、イコバスが概ね定着してきており、また先進地視察で京都府京丹後市の公共交通空白地域に対する取り組みを視察した結果、本町においての今後の課題は、交通弱者や公共交通空白地域への対応になることから、今後検討するよう要望しました。

②林業活性化については、先進地視察で京都府京丹波町の林業活性化の取り組みで皆さまが地域の拠点として利用される施設であるとともに、避難所としても利用されることを鑑みれば、定期的な改修工事を行い、安心して利用できる状態を維持すべきです。また、改修するに当たっては、集会所施設としてだけでなく、避難所としても適した施設となることを念頭に置き、実施すべきです。

久山町の防災対策については、令和元年5月に防災をテーマに愛媛県大洲市三善地区を視察しました。この地区は「平成30年7月豪雨」の際、避難所の三善公民館も床下浸水が起り始めたが、区長の指示のもと避難者65名を高台の変電所へ移動し、一人の犠牲者も出していませ

みについて、本町が取り入れることができる事業等がないか視察いたしました。視察および調査の結果、木材価格の低迷を補完し、町木材を活用しやすいよう町からの補助金の上乗せの検討や国、県の補助金を効果的に活用すべきと要望しました。有害鳥獣駆除については、実績も上がってきており、今後は住環境への影響についても対策を講じていくべきであると要望しました。

③総合運動公園事業については、事業認可期間内に交付金を積極的に活用し、町民への開放を視野に事業を実施していくよう要望しました。

④農業政策については、農業振興に資するよう議会から意見書を提出した観光交流センター計画跡地の活用が進んでいないため、農業関係者とも十分協議し、

進めてほしいと要望しました。

⑤オリーブ事業については、鹿児島県日置市、熊本県天草市においてオリーブ栽培の先進的な取り組みを視察しました。本町においては、事業を縮小して草場のオリーブ園のみでの栽培となったが、健康の町ひさやまのオリーブとして、管理に十分注意し、50年、100年樹となるようしてほしいと要望しました。

⑥長浦地区の土地利用計画については、基本方針の確認ができた程度で、今後は執行部の方針等確認しつつ協議を進めてほしいと要望しました。

改選後の産業建設常任委員会の議員の方々の更なるご活躍を願い、あいさつをいたします。

（委員長 阿部哲）

総務文教常任委員会

行政の総合管理を担当

総務課、税務課、健康課、福祉課、町民生活課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員

委員長 只松秀喜 副委員長 久芳正司
委員 松本世頭、佐伯勝宣、阿部文俊

今期において、総務文教常任委員会では、0〜5歳児の子育て支援、久山町の公共施設の状況、久山町の防災対策の三つのテーマについて所管事務調査を行いました。

0〜5歳児の子育て支援については、本町の自然環境や社会環境の良さを継続し、親御様が安心して子育てできる政策を積極的に進めるべきです。

今後、上久原地区や草場地区の住宅開発が進み、保育園の需要が高まることから懸念されることから、待機児童が発生しないよう注視していきたいと思えます。

久山町の公共施設の状況については、各行政区の公民館、集会所施設は、住民

の皆さまが地域の拠点として利用される施設であるとともに、避難所としても利用されることを鑑みれば、定期的な改修工事を行い、安心して利用できる状態を維持すべきです。また、改修するに当たっては、集会所施設としてだけでなく、避難所としても適した施設となることを念頭に置き、実施すべきです。

久山町の防災対策については、令和元年5月に防災をテーマに愛媛県大洲市三善地区を視察しました。この地区は「平成30年7月豪雨」の際、避難所の三善公民館も床下浸水が起り始めたが、区長の指示のもと避難者65名を高台の変電所へ移動し、一人の犠牲者も出していませ

ん。区長によると、日頃の訓練が功を奏し、先に先に行動したおかげだとのこと、訓練の必要性を痛感しました。

各行政区の指定避難所は、運営ノウハウの蓄積がなく、区長をはじめ行政区の役員が苦慮しながら対応しているのが実情です。現在の課題を町も行政区もそれぞれが把握し、解決するためにも、町と行政区が連携して防災訓練を行う必要があります。何としても住民の皆さまの生命を守るという強い使命感の下、真摯に取り組むべきです。

今後とも町民の皆さまのご指導の程よろしくお願いいたします。

（委員長 只松秀喜）

かけ橋

表紙に関連した皆さまに町への想いを語っていただく「コーナー」です。



九州大学大学院医学研究院
衛生・公衆衛生学分野
にのみやはる
二宮 利治教授

5月11日から新型コロナウイルスの集団接種をヘルスC&Cセンターで初めて行い、これまで38回の集団接種を行いました。町内開業医で接種された方約2500人、合わせて約5500人の方が2回目のワクチン接種を終えています（接種率：65歳以上94%、12歳～64歳52%「9月21日現在」）。大きな混乱もなく、近隣市町の中で、早いペースで接種が進んでいるのは、町内開業医の先生方のご尽力と町民の皆さまの健康に対する意識の高さの表れだと思います。

本年度は、生活習慣病予防健診が始まって60年目を迎えます。町と開業医と九州大学が連携して住民の健康管理を行う「ひさやま方式」ができていたことも迅速かつ整然にワクチン接種ができた要因ではないでしょうか。

これからも九州大学久山町研究室は、町民の皆さまの健康づくりに邁進していきたいと思っております。

平成29年（2017年）9月から4年間、議会の使命である「具体的政策の最終決定」「行政運営の批判と監視」を選ばれた10名の議員が町民の負託を受け、住民全体の福祉向上と町の活力ある発展に切磋琢磨し、無事任期満了を迎えることができました。

あらためて、町民の皆さま方には温かいご指導とご協力を賜りましたことを、深く感謝申し上げます。退任のあいさつといたします。

議長 阿部 文俊

